

令和元年度 野々市市職員採用候補者試験案内

令和元年 8 月 1 日
野々市市総務部秘書室

令和元年度野々市市職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数及び職務内容

【令和2年4月1日採用】

| 試験区分 | 採用予定人数 | 職務内容 |
|----------|--------|------------------------|
| 土木・建築（1） | 1名 | 土木・建築部門における専門業務 |
| 手話通訳士 | 1名 | 各部門（主として健康福祉部）における専門業務 |
| 保育士（1） | 3名 | 保育園における専門業務 |

2 受験資格等

(1) 受験資格（※1）

| 試験区分 | 受験資格 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 土木・建築（1） | 平成2年4月2日以降に生まれた人で高等専門学校以上を卒業又は令和2年3月までに卒業する見込みの人で、土木・建築に関する科目を修学した人（※2） |
| 手話通訳士 | 昭和49年4月2日以降に生まれた人で、手話通訳士の資格を現に有する人 |
| 保育士（1） | 昭和59年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を現に有する人、又は令和2年3月31日までに保育士の資格を取得する見込みの人 |

※1 各試験区分を重複して受験申込みすることはできません。

※2 令和元年6月に実施した「行政（1）」を受験された方は「土木・建築（1）」を受験申込みすることはできません。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - (ウ) 野々市市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない方
 - (エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 試験の日時・会場・試験方法・合格発表

| 区分 | 試験の日時 | 試験会場 | 試験方法 | 合格発表 |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------------|
| 第一次試験 | 令和元年9月29日 (日) 午前8時50分から 午後0時30分頃まで | 野々市市役所内 (詳細については 受験者に後日案内 いたします。) | 教養試験 適性検査 小論文試験 | 10月中旬までに合格者の受験番号を野々市市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に文書で可否をお知らせします。 |
| 第二次試験 | 令和元年10月23日(水) (第一次試験合格者に対して行います。) | | 個別面接による 口述試験 | 11月初旬までに合格者の受験番号を野々市市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に文書で可否をお知らせします。 |

4 申込方法

(1) 受験申込書に必要事項を記入し、82円切手貼付、宛先明記の返信用封筒(長3~4号サイズ程度)とともに野々市市総務部秘書室(市役所2階)まで提出してください。後日、試験会場の詳細とともに受験票を送付いたします。(郵送による申込み可。下記「5 受付期間」参照のこと。)

※9月17日までに受験票がお手元に届かない場合は秘書室までお問い合わせください。

(2) 受験申込書には最近6カ月以内に撮影した脱帽正面向きで背景のない上半身の写真(縦4.5cm×横3.5cm)を所定の箇所に貼ってください。

(3) 受験申込書、試験案内は、総務部秘書室でお渡しします。
(野々市市ホームページからもダウンロードできます。)

※郵便請求の場合は、封筒の表に「受験申込書請求」と明記し、120円(速達の場合は400円)切手貼付、宛先明記の返信用封筒(角2号サイズ、24×33cm程度)を同封の上、お申し込みください。

5 受付期間

令和元年8月13日(火)から令和元年8月30日(金)まで

(1) 窓口受付は、平日の午前9時から午後5時まで行います。
(土曜日及び日曜日は受付を行いません。)

(2) 郵送による申込みの場合は、8月30日(金)までの消印有効とします。

6 採用の決定

書類審査、第一次試験及び第二次試験の結果に基づき、採用候補者を決定します。

7 合格から採用まで

第二次試験合格者は、採用候補者名簿に登録され、原則として令和2年4月1日以降に採用されることとなります。なお、採用候補者名簿の有効期限は原則として1年間です。

免許・資格を令和2年3月31日までに取得できなかった場合や受験資格を満たしていないことが判明した場合は、採用候補者名簿から削除され、採用資格を失います。

8 給与及び待遇

- (1) 初任給 大卒 180,700 円、短大卒 161,300 円、高卒 148,600 円
※ 平成 31 年 4 月採用者のものであり、社会経済情勢により改定されることがあります。学校卒業後、職業経験など一定の経歴がある場合は、所定の金額が加算されます。
- (2) 昇給 原則として毎年 1 回行います。
- (3) 諸手当 期末手当は年 2 回（6 月、12 月）、勤勉手当は年 2 回（6 月、12 月）、扶養手当、通勤手当、時間外手当等が、それぞれ支給条件に応じて支給されます。
- (4) 勤務時間 原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。
- (5) 休日 原則として、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始が休みとなります。
- (6) 休暇 年次有給休暇（年間 20 日、採用 1 年目は 15 日）のほか病気休暇、特別休暇等があります。
- (7) 研修 初任者研修等の一般研修のほか、複雑多様化する行政に柔軟に対応できる職員の育成を目指して、各種専門研修の制度があります。
- (8) 定年制度 定年年齢は、満 60 歳です。

※申込み及び問合せ 野々市市総務部秘書室

〒921-8510

野々市市三納一丁目 1 番地

TEL (076) 227-6022 (直通)

<http://www.city.nonoichi.lg.jp/>